省令

○厚生労働省令第二百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（移送費の支給の申請）	（移送費の支給の申請）
第八十二条　（略）	**第八十二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4　（略）	4　（略）
（傷病手当金の支給の申請）	（傷病手当金の支給の申請）
第八十四条　（略）	**第八十四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4～8　（略）	4～8　（略）
（出産手当金の支給の申請）	（出産手当金の支給の申請）
第八十七条　（略）	**第八十七条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	4　第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
5・6　（略）	5・6　（略）
（特定疾病の認定の申請等）	（特定疾病の認定の申請等）
第九十九条　（略）	**第九十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	3　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。
4～9　（略）	4～9　（略）